



椿

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集発行人

パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

1月5日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月5日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

1月5日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払

届

支払後5日以内



債権消滅時効期間の見直し 民法では、債権の時効期間を原則10年とするとともに、飲食料金は1年、医師の報酬は3年などとする職業別の時効期間を定めています。この職業別の短期消滅時効規定を削除するとともに、時効期間を原則5年に統一する民法改正法案が来年春の通常国会に提出される予定です。

退職後の 医療・年金

在職中に健康保険や厚生年金保険の被保険者であった方が会社を退職後に必要な手続きを怠った場合、将来の年金受給権が発生しない等の事態が生じることもあるため、漏れがないようにしておきたいところです。

退職後の医療、年金に関する手続きについて触れていきます。

一 医療

退職後の医療保険制度の選択には次のものがあります。

- ・任意継続被保険者となる
 - ・家族の被扶養者となる
 - ・国民健康保険に加入する
- 七五歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となります。市区町村にお問い合わせください。

(一) 任意継続被保険者となる

- ① 要件等
退職するまでに健康保険の

被保険者期間が継続して二か月以上あった方は、退職後二年間、引き続き健康保険制度に加入することができます。

② 手続き

退職後二〇日以内に手続きをします。

協会けんぽは各都道府県に支部がありますが、会社の所在地ではなく住所地を管轄する協会けんぽが窓口となることに注意を要します。

- ③ 健康保険組合加入者は健康保険組合にて手続きをします。

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出します。

標準報酬月額には上限が設けられており、協会けんぽの場合は「二八万円」とされています。

なお、在職中は会社が保険料の半額を負担していましたが、任意継続被保険者は全額を自己負担します。

④ その他

被扶養者がいる場合は、同時に手続きを行うことにより被扶養者の健康保険証も発行されます。保険料は、在職中

と同様に標準報酬月額に保険料率を乗じて算出しますので、被扶養者の数に応じて変動することはありません。

(二) 家族の被扶養者となる

① 要件等

健康保険に加入している家族（被保険者）の被扶養者になるには、被保険者の三親等内の親族で主として被保険者によって生計を維持されていること（年間収入が一三〇万円（六〇歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は一八〇万円）未満であり、かつ、被保険者の収入額より少ない等）が条件です。

② 手続き

被保険者が勤務している会社が行いますので、被扶養者が協会けんぽ等に対して手続きをする必要はありません。

③ 保険料

家族の被扶養者となる場合は、保険料負担が生じません。

④ その他

退職後に雇用保険から基本手当（日額三、六一二円以上）

を受給しているときは、健康保険の被扶養者となることができず。

この場合、受給中は国民健康保険の被保険者となる手続きを見つからないとき）に健康保険の被扶養者となる手続きをします。

(三) 国民健康保険に加入する

① 要件等

前記(一)、(二)に該当しないときは、国民健康保険の被保険者となります。

② 手続き

住所地の市区役所または町村役場で手続きをします。

③ 保険料

次の計算項目があります。

- ・所得割：前年所得に応じた額
- ・資産割：世帯の資産に応じた額
- ・均等割：世帯の加入者数に応じた額
- ・平等割：世帯ごとに負担する額

保険料率や計算方法は市区町村によって異なる（例えば

「資産割」を設けていない等)ため、正確な年間保険料については各市区町村にお問い合わせください。

また、会社都合による退職や災害、病気等により生活困難となっている場合は、保険料減免の対象となる場合があります。

(一)で触れた任意継続被保険者は退職後二〇日以内に手続きをすることが要件とされているため、(一)の任意継続被保険者または(三)の国民健康保険の被保険者を選択したときの保険料試算を早めに行い、退職後の制度を選択する準備を進めておくことよいでしょう。

二 年 金

退職後の年金制度は、年齢等により手続きの有無が異なります。

(一) 第一号被保険者となる

① 要件等

国内に居住する二〇歳以上六〇歳未満の方は、国民年金の第一号被保険者となります。

(後述する第三号被保険者に該当するときは除きます。)

② 手続き

退職日の翌日から一四日以内に住所地の市区役所または町村役場で手続きをします。

③ 保険料

平成二十六年度は一万五、二五〇円です。また、月額四〇〇円の付加保険料を納付し、将来受け取る年金額を増額することもできます(国民年金基金の加入員を除く)。

毎月決まった額を納付しますが、割引が適用される前納制度(半年または一年分及び二年分(口座振替のみ)を一括納付)や口座振替などの様々な納付方法も用意されています。

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいときは、免除制度もありますので、退職後の手続きをするときには市区町村にお問い合わせください。

(二) 第三号被保険者となる

① 要件等

厚生年金保険や共済組合に

加入している被保険者等^註に生計を維持される二〇歳以上六〇歳未満の配偶者は、国民年金の第三号被保険者となります。

生計維持の判断は、健康保険の被扶養者と同様の基準によります。

六五歳以上で、老齢年金の受給権を有する被保険者は除きます。そのような方に扶養されている場合は、第三号被保険者とならず、第一号被保険者として手続きをします。

② 手続き

配偶者が勤務している事業所経由で手続きをしますので、第三号被保険者となる方が直接年金事務所にて手続きをする必要はありません。

③ 保険料

第三号被保険者は、保険料負担が生じません^註。

第三号被保険者の保険料相当額は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合から国民年金制度に対して拠出される仕組みになっています。

(三) 任意加入する

① 要件等

六〇歳以上の方は、第一号被保険者や第三号被保険者に該当することはありませんが、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間を満たしていないときや、保険料納付期間が短く年金額が低額となる可能性がある方は、六五歳になるまで任意加入をすることができ^註ます。

特例として、昭和四十年四月一日以前生まれで老齢年金の受給資格期間を満たしていない方は、受給資格期間を満たすまで(上限七〇歳)、任意加入をすることができ^註ます。

② 手続き

住所地の市区役所または町村役場で手続きをします。

③ 保険料

第一号被保険者と同じ金額ですが、保険料の免除制度はありません。また、六〇歳以上の方は、原則として口座振替により納付することとされています。

育児休業期間中に就業した場合の取扱い

一般被保険者が1歳(所定要件に該当するときは1歳2か月または1歳6か月)未満の子を養育するために育児休業をしている期間は、休業中の賃金低下を補うものとして雇用保険制度より育児休業給付金が支給されます。

支給額は、育児休業開始後6か月間は休業開始時賃金額の67%、6か月経過後は50%とされています。

平成26年10月1日から育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱いが変わりました。

[変更前]

支給単位期間中に11日以上就業した場合は、その支給単位期間^(※)について育児休業給付金は支給されない。

※支給単位期間とは、育児休業を開始した

日から起算した1か月ごとの期間をいいます。

[変更後]

支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が「80時間以下」のときは育児休業給付金を支給。

従来は1日あたりの勤務時間のごくわずかであっても11日以上就業があるときは不支給とされていましたが、就業時間が80時間以下であれば、就業日数にかかわらず支給されることとなりました。

この取り扱いの変更に伴って支給申請書の様式も変わり、就業日数が10日を超えるときに就業時間を記載する欄が設けられました(10日を超えないときは記載不要)。

また、就業時間を確認するための書類(タイムカード等)も併せて提出することとされています。

労働保険料の口座振替納付

毎年7月10日までに申告・納付をする労働保険料は口座振替納付が認められています。

この制度を利用した場合、7月10日までに納付すべき労働保険料は、9月6日(土・日・祝日の場合にはその後の最初の金融機関の営業日)に、延納(分割納付)をする場合は、第2期以降の分も本来の納期より後の日に口座振替納付することとなります。

労働保険料が多額となるため納期を少しでも後の時期にしたいときや、納付にかかる手間を省きたいとお考えの場合はご利用されるとよいでしょう(ただし、金融機関窓口での労働保険料申告書の提出はできなくなります)。

手続き期限にご注意ください。第1期分(7月10日納付分)から口座振替を利用するときは「2月20日」までに金融機関の窓口へ申込用紙を提出します。申込用紙や記入例は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

平成26年度の最低賃金額改定

平成二十六年十月以降、地域別最低賃金額(都道府県ごとに決められています。)が改定され、前年度の額より引き上げが行われています。

労働者の募集や給与支払いの際は、最低賃金額以上の条件となっておりますかどうかを確認しておきましょう。月給制や日給制の労働者を募集するときは、時給換算した額

を最低賃金額以上としておく必要があります。例えば月給制の場合は、月給額を一か月平均所定労働時間で割り、一時間あたりの額を求め比較をします。賃金引き上げに向けた中小事業者への各種支援事業も実施されています。

最低賃金の計算方法や支援策等の詳細については最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。